

第二次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)後期計画の改訂について

- **第2次環境基本計画後期計画の策定に伴い、第二次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)後期計画の改訂を行います。**

- ◆ **計画の内容、計画期間を第2次環境基本計画後期計画に合わせます。**

本市では、平成28年3月に、第二次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)後期計画(以下、「事務事業編」という。)を策定し、運用を行っています。その後、平成31年3月に、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含した第2次環境基本計画後期計画を策定しました。上位計画である環境基本計画の改訂に伴い、「事務事業編」の内容、計画期間を環境基本計画の計画年度(令和5(2023)年度)に合わせるため、今回の改訂を行います。2つの計画の計画期間を同一にすることで、両計画をより連動させ、社会情勢の変化等に的確に対応することを目指します。

- ◆ **目標値の見直しを行います。**

計画期間の延長に合わせ、温室効果ガス総排出量の削減目標の見直しを行います。見直しに当たっては、第2次環境基本計画後期計画の目標値の考え方との整合を図ります。

- ◆ **社会情勢等を踏まえた計画とします。**

第2次環境基本計画後期計画に盛り込まれた、COOL CHOICEなどの新しい考え方を「事務事業編」に反映するとともに、「事務事業編」策定後に公表された環境省の「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」との整合や、庁内の公共施設の統廃合等、近年の市内外の社会情勢を踏まえた見直しを行います。